

予防接種受託医療機関各位

足立区衛生部保健予防課長  
西山裕之

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について（依頼）

日頃より、予防接種事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。この度、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について」（令和2年3月19日付）が通知されました。それに伴い、予防接種事業において下記のとおりご協力をお願いいたします。

記

1 予防接種を行ううえでの対応について

「定期の予防接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものであることから、基本的には引き続き実施すること。」となっております。接種期間を延長することで、感染症に罹患するリスクが高い状態になることから、期限内に接種完了できるよう実施にあたり、可能な範囲で下記のような対応のご協力をお願いいたします。（事務連絡より抜粋）

- ・被接種者及びその保護者が、疾病の診療目的で来院した患者と接触しないよう、時間帯又は場所を分けるなどの配慮を行うこと。
- ・器具や従事者を介した院内感染の防止についても適切な対応を行うこと。

2 接種期間の延長について

定期予防接種については、接種の対象年齢が定められご対応いただいているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、接種のための受診による感染のリスクが予防接種を延期することによるリスクより高いと判断され自治体が認めた場合は、予防接種施行規則第2条の5第3項に該当するとし、対象期間の延長が可能となります。従って、当面の間、下記の通り対応を行います。

(1) 定期予防接種のワクチンについて令和2年5月31日まで接種期間を延長する

(2) 延長可能対象者

- ア 高齢者肺炎球菌、MR2期、HPV 令和2年3月31日までの有効期間の者
- イ ア以外の定期接種のワクチン 令和2年2月1日（指定感染症に指定された日）から  
令和2年5月30日までの有効期間の者

※上記以外の方でご相談があった場合は個別に対応いたしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(3) 予診票の使用方法について

差し替えは行わず、そのまま利用可能とします。

お手数をお掛けいたしますが、医療機関にて上記対象者の予診票の右上に「令和2年延長対応」と赤字で記載し医師会を通じて請求をお願いいたします。また、予診票を紛失した場合については再発行の手続きをとっていただくようになります。下記問い合わせ先に問い合わせるようご案内ください。

3 その他

区民の方へは足立区ホームページにて周知予定です。

今後、国・都の対応次第で上記内容にも変更が生じる場合がございます。5月31日以降の扱いについても順次ご連絡させていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上

<連絡・問い合わせ先>

足立区衛生部保健予防課保健予防係  
電話 03-3880-5892（直通）